

平成25年度 三重県工業研究所共同研究 公募要領

一部改正：平成25年9月9日

(改正箇所は赤字下線)

三重県工業研究所（以下「工業研究所」という）は、県内事業者の研究開発又は技術開発における課題の解決や地域資源の活用を支援するため、県内事業者等と行う共同研究を以下のとおり募集します。

対象とする研究分野に応じて、「人材育成型」・「新製品・新技術開発型」・「技術改良・課題解決型」・「産業廃棄物抑制型」に区分（メニュー化）しており、メニューに応じて研究の範囲や共同研究者の負担金額等が異なりますので、いずれかのメニューを選択して申請してください。

申請受付期間は、平成25年5月20日（月）から10月31日（木）までです。申請に関するご質問等は、お問い合わせ先へお気軽にお寄せください。

1. 共同研究の概要と手続き

(1) 共同研究の対象

この公募要領において、共同研究とは、工業研究所と事業者が共通する技術課題を分担して研究し、共同で解決する研究開発をさします。

共同研究の対象は、別表1に示す研究分野のうち平成25年度において共同研究が可能な課題に関するものとします。ただし、別表1に記載のある研究分野であっても、工業研究所の研究設備や予算等の都合により対応できない場合がありますのでご了承ください。

(2) 共同研究の区分

①人材育成型

(ア) 共同研究の範囲

自社の技術課題を解決するための共同研究課題で、企業の技術人材が工業研究所の指導等により研究に従事することで、研究能力を育成します。

(イ) 対象とする事業者

県内に本社又は事業所等のある事業者（企業、組合、個人等）を共同研究者とします。

(ウ) 工業研究所の研究費用と共同研究者の負担割合

工業研究所の研究費用は、共同研究1件あたり数万円～30万円程度としますが、これ以上でも可能な場合がありますので、申請前に問い合わせ先までご相談ください。

共同研究者は、工業研究所の研究費用の1/2を負担していただきます。

②新製品・新技術開発型

(ア) 共同研究の範囲

工業研究所の技術シーズや設備を活用して、新製品や新技術等を開発するた

めの課題とします。

(イ) 対象とする事業者

原則として、県内に本社又は事業所等のある事業者（企業、組合、個人等）を共同研究者とします。ただし、県外事業者等も対象となる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

(ウ) 工業研究所の研究費用と共同研究者の負担割合

工業研究所の研究費用は、共同研究1件あたり数万円～30万円程度としますが、これ以上でも可能な場合がありますので、申請前に問い合わせ先までご相談ください。

県内に本社又は事業所等のある共同研究者は、工業研究所の研究費用の1/2を負担していただきます。なお、県内に事業所等のない共同研究者には、工業研究所の研究費用の全額を負担していただきます。

③技術改良・課題解決型

(ア) 共同研究の範囲

生産技術の改良や製品の高品質化等、企業等が直面する技術課題を解決するための課題とします。

(イ) 対象とする事業者

県内に本社又は事業所等のある事業者（企業、組合、個人等）を共同研究者とします。

(ウ) 工業研究所の研究費用と共同研究者の負担割合

工業研究所の研究費用は、共同研究1件あたり数万円～20万円程度としますが、これ以上でも可能な場合がありますので、申請前に問い合わせ先までご相談ください。

共同研究者は、工業研究所の研究費用の1/2を負担していただきます。

④産業廃棄物抑制型

(ア) 共同研究の範囲

産業廃棄物の抑制やリサイクルの推進のために行う技術開発で、その成果の事業化・実用化により産業廃棄物最終処分量の削減を図る課題を対象とします。

なお、安全性の確保のため、「3. その他注意事項」に記載する特記事項がありますので、そちらもご確認ください。

(イ) 対象とする事業者

県内に本社又は事業所等のある事業者（企業、組合、個人等）を共同研究者とします。なお、産業廃棄物を排出する事業者だけでなく、廃棄物の中間処理事業者も対象です。

(ウ) 工業研究所の研究費用と共同研究者の負担割合

工業研究所の研究費用は、共同研究1件あたり数万円～60万円程度としますが、これ以上でも可能な場合がありますので、申請前に問い合わせ先までご

相談ください。

共同研究者の工業研究所の研究費用の負担はありません。

(3) 研究期間

原則、平成26年2月末までとします。

(4) 共同研究経費の負担

①共同研究者は、自らが実施する研究に要する費用を負担します。

②工業研究所の研究に要する費用の一部または全部を共同研究者に負担していただく場合があります。

③共同して出願する特許等の出願費用（弁理士費用等含む）及び特許料は、第三者に対する実施権の取扱（禁止・保留・同意）により共同研究者の負担が変わります。

第三者に対する実施権の取扱は、共同出願契約を締結するときに、三重県と共同研究者が協議して選択します。その取扱と経費の負担の詳細は、次のとおりです。

- ・ 第三者に対する実施権の付与の禁止
共有特許を共同研究者が独占的に実施する場合など、共同研究者以外の事業者（第三者）に実施させない場合
→ 共同研究者が、出願費用及び特許料を全額負担します。
- ・ 第三者に対する実施権の付与の保留
実施権を求める第三者が現れたときに、実施権の付与について三重県と共同研究者が協議して決定する場合
→ 共同研究者が、出願費用及び特許料を全額負担します。
- ・ 第三者に対する実施権の付与の同意
実施権を求める第三者が現れたときは、必ず実施許諾を行う場合
→ 三重県と共同研究者が、出願費用及び特許料の特許の持分に応じて負担します。

(5) 申請方法・お問い合わせ先

申請は、工業研究所に申請書及び添付書類（誓約書等）を直接提出していただくか、「共同研究申請書在中」と朱書きのうえ郵送してください（当日消印有効）。

また、ご質問などのお問い合わせは、お電話・FAXで担当者までご連絡ください。メールでのお問い合わせも可能です。

〒514-0819 津市高茶屋5丁目5-45

三重県工業研究所 プロジェクト研究課（連携担当）

電話：059-234-1968 FAX：059-234-3982 担当者：増田，松岡，富村

E-mail：kougi@pref.mie.jp

(6) 申請から採択に至る手続き

①事前調査（申請書受付後に実施）

工業研究所の研究担当者が、申請者に対してヒアリング等により申請内容を確認させていただくとともに、申請内容と研究所の研究能力の適合、研究の分担、研究所の費用の見積り等についても確認させていただき、共同研究調書等を作成いたします。なお、「人材育成型」については、人材育成計画も作成いたします。

また、共同研究において工業研究所が提供を受ける資材等の安全性などについて、申請者に対して詳細な情報の提供をお願いすることがあります。特に、産業廃棄物に関連する研究については、より詳細な資料や分析データを求める場合がありますのでご了承ください。

②審査

申請書及び事前調査の結果から、工業研究所共同研究審査委員会において審査し、共同研究者を選定します。研究期間が複数年度になることが明らかな場合は、研究期間全体を通じて研究内容を審査し、1回の審査で共同研究者を選定することができます。ただし、共同研究契約は各年度において締結していただきます。

③審査結果の発表及び通知

採択された申請者に採択通知書、不採択となった申請者に不採択通知書を送付します。不採択通知書には、不採択となった理由を記載しますので、再申請される場合の参考にしてください。また、採択された申請者の名称・所在地及び共同研究課題名をホームページ等で公表します。

なお、採択された場合でも、共同研究契約の締結に当たり条件を付ける場合があります。この条件が満たされない場合は、共同研究契約を締結できませんのでご注意ください。

④共同研究契約の締結

共同研究の分担、研究所の費用などについて工業研究所と共同研究者が協議した上で、共同研究契約書を締結します。

なお、共同研究契約の締結に当たり条件が付いた場合は、その条件が満たされたことを確認させていただきます。

⑤共同研究の開始と実施負担金の納付

共同研究契約の締結後に、共同研究者が負担する工業研究所費用の納入通知書を共同研究者に送付します。納入通知書に記載のある支払い期限までに指定金融機関でお支払いください。

(7) 審査基準

次の項目について、申請書及び事前調査を基に総合的に判断するとともに、工業研究所費用の予算範囲内で共同研究者を選定します。

①工業研究所の研究能力（人的・設備的能力等）との整合性

申請内容に対して、工業研究所の職員の研究分野や県公設試の保有する設備等に対応できるかどうか。

②申請内容の技術的妥当性と見込まれる効果

申請内容が技術的に達成可能であるか、また研究の成果により生じる具体的な効果（新商品の開発、高付加価値化、コスト削減、製造技術の向上等）がどの程度見込まれるか。

③申請者の県内における事業化計画

申請者が、共同研究の成果を活用して事業化・商品化等を進める具体的な計画を持っているか。また、県内産業への波及性が見込まれるか。

④申請者の研究開発能力

申請内容に対して、申請者が十分な研究体制・能力を持っているか（持とうとしているか。）。

⑤共同研究の対象とする材料・原料等に関する安全性

特に、廃棄物に関する研究など、対象とする材料・原料等の安全性について、十分に考慮されているか。

⑥共同研究の制度に対する申請者の理解

共同研究者の費用負担、情報の取扱、及び共同研究契約書の条項などに対して、申請者が十分に理解しているか。

⑦産業廃棄物の減量化への寄与（「産業廃棄物抑制型」のみ対象）

共同研究により想定した成果を得た場合に県内の産業廃棄物最終処分量の削減にどの程度寄与するか。

（８）不採択となった場合の対応

不採択となった申請の場合でも、技術相談・技術支援・他の研究機関への橋渡し等により、工業研究所として何らかの対応が可能な場合は、申請者の研究開発課題の解決に向けたお手伝いをさせていただく場合があります。

3. その他注意事項

（１）共同研究契約書の内容

共同研究における研究の分担、費用負担、知的財産の取扱、情報公開等に関して、共同研究契約書により規定しておりますので、申請される前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。共同研究契約書などの関係規定等は、工業研究所ホームページに掲載しております。（<http://www.mpstpc.pref.mie.lg.jp/KOU/>）

（２）産業廃棄物を対象とした共同研究

産業廃棄物のリサイクル・減量化等を対象とした研究については、安全性の確保のために、次のような制限及び共同研究者の義務があります。

①研究の対象

- ・産業廃棄物を原料に含み商品化されているものについて、新たな用途を開発することを目的とする研究は対象外です。
- ・特別管理産業廃棄物を直接の原料とした製品化に関する研究は対象外です。
- ・工業研究所又は共同研究者が所有又は管理しない土地等を使用して行う研究は対象外です。（食品由来廃棄物等で安全性に合理的理由のある場合を除く。）

②産業廃棄物に関する成分データ等の把握

- ・共同研究申請書に、研究対象とする産業廃棄物について、申請時点で把握している成分、溶出試験結果及び製造方法を添付していただきます。
- ・事前調査において、審査における参考資料として、工業研究所が必要とする成分等データの提出を求める場合があります。
- ・産業廃棄物に関する成分等データの提出を条件として採択する場合があります。この場合、共同研究者は、共同研究契約の締結前に、採択条件（工業研究所が求める産業廃棄物に関する成分等の提出）を満たす必要があります。
- ・共同研究実施中に、対象とする産業廃棄物に関する成分及び製造方法等の情報について、工業研究所が共同研究者に求めた場合は、共同研究者はこれらに関する情報を提出していただきます。なお、その費用は共同研究者の負担となります。共同研究者が、工業研究所が求める情報を提出しない場合は、共同研究契約を解除することになりますのでご了承ください。

③その他

- ・工業研究所及び共同研究者は、共同研究における実験・試作等により生じた成果物又は生産物を商品として流通させることはできません（食品由来廃棄物等で安全性に合理的理由のある場合を除く。）。

（３）製品・商品に係る法的規制

共同研究の成果を活用した製品・商品について、事業者が守るべき多くの法的規制がありますので、必ずこれを遵守してください。

例）製造物責任法（PL法）、不正競争防止法、薬事法、食品衛生法、輸出貿易管理令、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、など

（４）情報公開

①共同研究者名及び共同研究課題の公表

採択された申請者の名称・所在地及び共同研究課題名は、共同研究契約の締結後にホームページ等で広く公表します。

②共同研究報告書の開示

工業研究所及び共同研究者は、各年度末までに相互に内容を協議したうえで、共同研究報告書を作成します。なお、この共同研究報告書は、あらかじめ相手方の承認を得ることなく開示できるものとします。

③三重県情報公開条例の適用

共同研究に関する文書全て（申請書、共同研究契約書、共同研究報告書、共同出願契約書、共同研究者が工業研究所に提出した文書・データ等）が三重県情報公開条例の対象となります。

共同研究に関して、共同研究者以外の第三者から情報公開請求があった場合、「法人に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」は非開示情報に該当しますが、人の生命・身体・財産や環境を保護

するため公開が必要と認められる情報や、情報公開審査会において公開と判断された情報は開示する場合があります。

詳しくは、三重県ホームページ (<http://www.pref.mie.jp/KOUKAI/>) をご覧ください。

(5) 暴力団等の排除

申請者が以下に該当する場合、共同研究を実施することはできません。

①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

②暴力団員（同法第2条第6項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

③暴力団関係者（暴力団員のほか、暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者又は集团的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者として警察等捜査機関からの通報があった者若しくは警察捜査機関が確認した者。以下同じ。）

④自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用した者

⑤暴力団又は暴力団関係者に資金等の供給、資材等の購入など積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者

⑥暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有している者（密接な関係とは、友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしている場合をいう。この場合、特定の場所で偶然出会った場合は含まないが、年1回でもその事実がある場合は当該要件に該当する。）

⑦暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者（社会的に非難される関係とは、たとえば、暴力団事務所の新築等に係る請負契約を結び、又は暴力団関係者が開催するパーティー等その他の会合に招待し、招待され、若しくは同席するような関係を含む。この場合、特定の場所で偶然出会った場合等は含まない。）

⑧暴力団関係者であると知りながら、これを不当に利用した者

別表 1 共同研究が可能な研究分野リスト

所属名	番号	共同研究の対象とする研究分野
工業研究所	1	機械及び機械部品の研究
	2	金属加工技術の研究
	3	電子材料及び電子デバイスの研究
	4	エネルギー関連技術に関する研究
	5	化学及び高分子材料の研究
	6	土木建築材料の研究
	7	医薬品の研究
	8	食品及び発酵食品の研究
金属研究室	9	金属材料の研究
	10	鑄造技術の研究
窯業研究室	11	窯業原材料及び製品の研究
	12	窯業製品のデザイン開発

平成 年 月 日

三重県工業研究所長 宛て

代表取締役等の契約能力のある役職の方

所在地 三重県〇〇市〇〇町〇〇〇XXX-XX
事業所名 株式会社〇〇
代表者名 代表取締役社長 〇〇 〇〇 印

下記のとおり共同研究を行いたいので申請します。

記

1 共同研究の区分 (※該当するものにチェックしてください。)

- 人材育成型 新製品・新技術開発型 技術改良・課題解決型
- 産業廃棄物抑制型

研究分野番号 (別表1から選択)

(〇〇) ・ () ・ ()

2 研究課題名

例) 〇〇による〇〇の開発

3 研究開発の内容

例) 〇〇が有する〇〇機能を利用した、〇〇への〇〇の活用を検討するとともに、〇〇による〇〇技術の性能向上を図り、〇〇等の新製品を開発する。

4 三重県工業研究所と共同研究を必要とする理由

例) 〇〇に関する技術に関して、当社では知識、技術などが不足しており、当研究の目的の達成のためには、〇〇に関して三重県工業研究所が有する技術・ノウハウ・設備等が必要である。

5 三重県工業研究所に希望する研究内容、及び自社で実施する研究内容

① 三重県工業研究所が実施する研究内容

例) 〇〇の配合の最適化： 〇〇の評価法の開発

② 自社で実施する研究内容

例) 〇〇の回収方法の開発： 〇〇の材料の調製と提供

6 共同研究成果の活用（事業化等）計画・見込み

例) 共同研究の成果を活用して〇〇技術の性能向上を図り、〇〇事業所（住所：三重県〇〇市）において〇〇の機能を持った新製品を製造し、平成〇年を目途に販売する予定である。

7 自社における共同研究の実施場所名及び住所

例) 株式会社〇〇 〇〇事業所
三重県〇〇市〇〇町〇〇〇xxx-xx

8 研究希望期間 平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日

9 共同研究参加予定者の所属職氏名

所 属	職・氏名	人材育成対象※
開発部	技術主任 〇〇 〇〇	

※ 共同研究区分で「人材育成型」を選択した場合のみ、人材育成の対象となる参加者に○印をつけてください。

10 三重県工業研究所が実施する研究に要する費用に対する負担可能金額

負担予定（負担可能）金額： _____ 〇〇万円

11 共同研究に関して三重県工業研究所に提供する研究用材料等

研究用資材等の名称	性状	成分データ等の有無	産業廃棄物に該当する場合の区分
例) 〇〇化合物	粉状	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>	特管 特管以外 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
例) ××剤	液体	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>	特管 特管以外 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
		有 無	特管 特管以外 非該当

※成分データや製造工程等の資料がある場合は、本申請書に添付してください。

特管：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第5号に規定される「特別管理産業廃棄物」

12 連絡先

住所 〒xxx-xxxx 三重県〇〇市〇〇町〇〇〇xxx-xx

担当者 〇〇課 職名 〇〇〇〇

電話： xxx-xxx-xxxx FAX： xxx-xxx-xxxx Email： xxxx@xxx.co.jp

13 添付書類

①誓約書（様式第1号の1）

②その他（ _____ ）

（※必要に応じてページ数を増やしてください。）

(様式第1号の1)

誓約書

私は、下記の事項について誓約します。

記

法人等（法人、法人格を有していない団体及び個人）又はその役員等（法人にあつては、非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長及びその他これに類する地位にある者並びに経営に実質的に関与している者。法人格を有していない団体にあつては、代表者及び経営に実質的に関与している者。個人にあつては、その者及びその者の支配人。）が、次のいずれにも該当する者ではありません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団関係者（暴力団員のほか、暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者又は集団的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者として警察等捜査機関からの通報があった者若しくは警察捜査機関が確認した者。以下同じ。）
- (4) 自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用した者
- (5) 暴力団又は暴力団関係者に資金等の供給、資材等の購入など積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有している者（密接な関係とは、友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしている場合をいう。この場合、特定の場所で偶然出会った場合は含まないが、年1回でもその事実がある場合は当該要件に該当する。）
- (7) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者（社会的に非難される関係とは、たとえば、暴力団事務所の新築等に係る請負契約を結び、又は暴力団関係者が開催するパーティー等その他の会合に招待し、招待され、若しくは同席するような関係を含む。この場合、特定の場所で偶然出会った場合等は含まない。）
- (8) 暴力団関係者であると知りながら、これを不当に利用した者

平成 年 月 日

三重県工業研究所長 様

住 所 【申請書記載の住所】

(ふりがな)

代表者氏名 【申請書記載の代表者氏名・代表者印】 印

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日 性別 (男・女)

※誓約書の記載事項のうち個人情報については、三重県個人情報保護条例に基づき適正に管理します。なお、内容確認のために三重県警察本部に照会を行う場合があります。